埼玉県議会議員 県政報告〈第14号〉

須賀あきお

令和8年（2026年）10月
県議会9月定例会
一般質問【第1弾】
報告

発行
埼玉県議会自由民主党議員団
須賀あきお

県議会9月定例会報告

一般会計補正予算【第3号】 合計113億9,168万2千円を議決

県議会9月定例会は9月25日から10月17日にかけて開催され、一般会計補正予算【第3号】113億9,168万2千円の計上等を議決し閉会しました（補正後累計額は2兆4,564億6,583万3千円）。

補正予算の主な内容は当面対応すべき事業として、国の「高校教育改革に関する基本方針」に基づく高校教育改革に資する拠点整備に21億4,017万1千円、公共事業の追加、適正工期の確保に82億3,620万4千円等が盛り込まれました。公共事業の追加工事の実施により、交差点改良を含む道路・街路事業（96か所）や河川事業（8か所）が前倒しで進められることになり、安心・安全と利便性向上の早期実現が期待されます。



一般質問報告（第1弾）

県に対し大胆に提言、鋭く質問を展開

県議会9月定例会では一般質問に登壇し、一問一答、県の施策に対して7項目16件について提言・質問をしました。今号はその中から4項目を掲載しました。どうぞご一読いただき、県政に対するご感想やご意見などをお寄せください。

一般質問の様子を動画でご覧になりたい方はこちらから▶

災害時、「避難所に行かない県民」をどう守るか

～防災政策を「避難所中心」から「生活継続中心」へ～

(1) 避難所を「何人入るか」から「災害関連死を出さない環境」へ

Q 私は防災政策を「何人を避難所に収容できるか」だけで考える時代ではないと思う。避難所の生活環境を考える上で、国際的な人道支援の最低基準である「スフィア基準」や、本県が策定している「避難所運営指針」の考え方は大変重要。しかし実際は道路の被災状況や浸水状況、避難所開設状況等、様々な状況により想定数を超える避難者が一部の避難所に集中することで、施設の構造や備蓄状況、人員体制などの制約から、こうした基準を満たすことは容易ではないと考える。

避難所を単なる収容施設ではなく「災害関連死を防ぐ生活空間」と位置付け、環境基準を満たせなくなった場合の策を検討し、市町村の避難所改善に活用するとともに、「避難所運営指針」をより実効性の高いものへブラッシュアップしていくべきと考えるが、危機管理防災部長の所見を伺う。

A 危機管理防災部長 県では、避難所の開設や空き状況を、県ホームページや防災情報メール、埼玉県公式LINEで知らせ、混雑の平準化を図っている。その上で国の新物資システム「B-PLo」を活用し、避難所の物資ニーズを

所属委員会　産業労働企業委員会／少子・高齢福祉社会対策特別委員会／決算特別委員会

速やかに把握する体制を整えている。また市町村職員が参加する図上訓練を実施するとともに、令和8年1月に彩の国くまがやドームでプッシュ型支援対応訓練を開催して、災害時の物資輸送について確認をした。引き続き近年の災害における対応状況を踏まえ「避難所の運営に関する指針」の更なる充実を図っていく。

(2)「避難所に来ない被災者」を防災政策の中心に

Q　在宅避難や車中泊、親族宅など避難所以外で生活する被災者について、その存在と支援ニーズを把握し、必要な物資や医療・福祉情報を届けられるよう、把握・支援の手法を整理し、市町村の取り組みを県としても支援すべきと考える。危機管理防災部長に所見を伺う。

A　危機管理防災部長　県地域防災計画では、市町村の役割として避難所外避難者を含む被災者情報の把握と食料配布、保健師等による巡回健康相談など、必要な支援実施による生活環境の確保を定めている。また令和7年度の修正では、県は必要に応じて災害派遣福祉チームDWAT（ディーワット）を派遣する旨を定めた。



市町村が避難所外避難者の状況を効率的に把握するためには、災害対応業務のDX化が有効。県では市町村に対し、研修会やアドバイザー派遣を実施し、「被災者支援システム」の導入支援を行っている。

被災者一人ひとりに必要な支援が行き届くよう、市町村と連携して取り組んでいく。

(3)「建物は無事だが生活できない」マンションに備える

Q　大規模マンションでは、建物は無事でもエレベーターが停止する、断水する、高層階まで水を運べない、排水設備が使えないといった問題が起こり得る。

そこで、マンション管理組合等が停電、断水、エレベーター停止、排水・トイレ機能の停止などを想定して事前の対応方針を定める、いわば「マンション生活継続計画」の県モデルを作成し、普及を図るべきと考えるが、危機管理防災部長に所見を伺う。

A　危機管理防災部長　県では「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」を策定し、普及啓発を図っている。その他、「エレベーター内への防災用品の設置」や「非常時における受水槽の活用の手順」など、マンション防災についての情報を県ホームページに公開している。

今後、国ではマンション防災に関する有識者会議を設置し、マンションの住民や管理組合などを対象に、在宅避難のためのマニュアルを作成していく予定と伺っている。国の検討結果を参考にしながら、「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」のブラッシュアップを図り、市町村やマンション管理士会などの関係機関と連携し、普及啓発に努めていく。

人手不足時代の中小企業をどう支えるか

(1)一社では雇えない専門人材を、複数企業で共有する仕組みについて

Q　県では副業・兼業人材を活用する中小企業への支援を行っている。私は、この取り組みをもう一歩進め、一人の専門人材を複数の中小企業で共有する仕組みをつくってはどうかと考えている。一社では雇えない高度な専門人材も、その知識や経験を地域全体で活用することができる。商工会議所や商工会等とも連携し、専門人材を共同で継続的に活用する「地域人材シェア」の仕組みを、県としてモデル的に構築し、その効果を検証した上で県内への展開を図るべきと考えるが、産業労働部長の所見を伺う。

A　産業労働部長　県では、埼玉県商工会議所連合会や埼玉県商工会連合会に補助を行い、中小企業診断士や税理士などの専門家を登録するとともに、経営課題を抱える県内企業に派遣をしている。これにより、個々の企業では確保が難しい専門人材を多くの企業が活用できる体制を整え、デジタル、事業承継、販路開拓、経理・税務といった幅広い分野における経営課題の解決を図っている。



議員お話しの「地域人材シェア」については、まずは両連合会を通じて企業ニーズや課題などを把握し、その上で「地域人材シェア」の仕組みをモデル的に構築することや、効果検証を踏まえた県内への展開を検討していく。

(2)「人を探す」だけではなく、「仕事と働き方を組み直す」人手不足対策について

Q　県の人手不足対策について、企業の業務そのものを棚卸しし、正規雇用、短時間勤務、副業・兼業、業務委託、デジタル化などを組み合わせながら、企業の仕事と多様な人材の働き方を一体的に再設計する支援を強化すべきと考えるが、産業労働部長の所見を伺う。

A　産業労働部長　県では現在、社会保険労務士等の専門家を「働き方改革推進アドバイザー」として企業に派遣し、企業の個別課題に沿って、短時間勤務やテレワーク等の制度を導入するための社内体制整備を支援している。

令和7年度は133社に延べ348回派遣をし、実際に限定正社員等の導入により、従業員が望む働き方と企業が設定する働き方のミスマッチの解消につなげるなどの成果があった。今後は、この「働き方改革推進アドバイザー」を業務の棚卸し・再設計の支援ツールとしても位置付け、積極的に活用することで、企業の人手不足対策を支援していく。

教員不足対策を「人を集める」から「教育の質を取り戻す」へ

(1) 教員確保策の効果を「応募・任用につながる力」で検証する

Q 県はペーパーティーチャー向けの取り組みを含む『彩の国みらい教師チャレンジプログラム』をとおして教員志願者の確保を行うなど、多様な入口を用意している。しかし、その取り組みやプログラムに何人参加したかという数字だけでは、その施策が本当に教員確保に有効だったのかは分からない。

そこで、参加者がどの程度その後の受験、臨時的任用、教員免許取得等につながったのかを中長期的に追跡し、どの施策が実際に人材確保へ結び付いたのかを検証する仕組みを設けるべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

A **教育長**　議員ご指摘のとおり、教員確保策の効果を高めるためには、参加者の教員採用選考試験への志願や受験、教員免許状の取得や、教員の任用等の状況を中長期的に把握し、検証・改善していくことが重要。県としては「彩の国みらい教師チャレンジプログラム」の全ての参加者を対象に、Web調査による中長期的な追跡調査を行い、様々な観点からデータを継続的に蓄積していく。蓄積されたデータを分析することで、どのような取り組みが教員の志願や任用などにつながっているかを検証し、より効果的な教員確保策を検討していく。

再質問

Q 教員の魅力を伝えるプログラムをという話だが、具体的にどのようなものをプログラムに取り組んでいるかを教えていただきたい。

A **教育長**　新しく今年度実施している「彩の国みらい教師チャレンジプログラム」では、例えば「はつらつ先生」など優秀な教員の授業実践を共有したり、懇談をしたり、さらには授業見学なども取り入れている。また対象を幅広くして、大学生から職歴のある方々、ペーパーティーチャーの方々、対象年齢を広げたり様々な視点から



ら、改善を進めている。

(2) 働き方改革の成果を「教員が児童生徒に使える時間」で測る

Q 働き方改革で大切なのは、そこで生まれた時間が、授業準備、児童生徒との対話など本来の教育活動に戻っているかだ。教員業務支援員やICT等の活用によって削減された業務時間が、教育活動にどの程度還元されているのかを把握し、「教員が児童生徒に使える時間」そのものを働き方改革の成果指標の一つとして位置付けるべきと考えるが、教育長に伺う。

A **教育長**　働き方改革の推進によって、目標としている「時間外在校等時間の縮減」に加え、負担軽減の成果として生み出された時間が児童生徒への個別指導や教育相談など、本来の教育活動に還元されることは重要と考える。そのため、県立学校では生み出された時間の活用について管理職が把握するとともに、県も状況の確認を行っている。また、市町村にも県立学校の取り組み状況を共有している。県としては実態把握に努めるとともに、「教員が児童生徒に使える時間」も含め、新たな指標の設定について研究していく。

(3) 働き方改革を「削る改革」で終わらせず、教育を豊かにする改革へ

Q 学校生活には、授業だけでは得られない経験もある。文化祭、体育祭、宿泊行事、地域との交流、体験活動、教員と児童生徒がじっくり話す時間。私は働き方改革を単なる業務削減で終わらせず、そこで生まれた余力を体験活動、児童生徒との対話、授業研究など、教育の質を高める活動へ還元していく考え方を県として明確にしてはいかがか、教育長に伺う。

A **教育長**　働き方改革を単なる業務削減で終わらせず、子供たちの学びや成長の機会、また、教員としての資質向上に資する活動を損なうことがないよう、取り組むことが必要と考えている。議員お話しの「教育の質を高める活動へ還元していく」という考え方も含め、改めて基本方針の目的を校長会等を通じて周知し、働き方改革を一層推進していく。

「行政につながれない人」をどう救うか

～申請主義から「気付く福祉」へ～

Q 日本には様々な福祉制度や相談窓口がある。しかし、多くの制度は本人や家族が声を上げてはじめて、行政につながるという前提があり、本当に困っている人ほど、どこへ相談すればよいのか分からない方がいる。

ならば行政の側から、その人に気付く仕組みが必要ではないか。支援を求めることのできない人を早期に必要な支援へつなぐため、日常生活の中で異変に気付く可能性のある民生委員の方々をはじめ電気、ガス、水道等のライフライン事業者、住宅関係者、医療機関や薬局等々の主体と、市町村の支援機関との連携方法を具体化した「気付く福祉」の県

モデルを構築し、市町村の取り組みを支援すべきと考えるが、福祉部長の所見を伺う。

A 福祉部長　議員お話しのとおり、困っている人を早期に気付き、支援につなげられるようにするため、市町村が核となり様々な関係者が連携した支援体制を構築していくことが重要と考える。「気付く福祉」のモデルを示すことは、取り組みを広げる上で大変有効と考える。今後、市町村に対し「気付く福祉」の重要性を改めて周知するとともに、数々の事例から「気付く福祉」のモデルをとりまとめ、研修やアドバイザーによるサポートなどで活用することにより、市町村の取り組みを支援していく。



■今回の各分野にわたる課題解決には、地域や現場の実態に寄り添い、多様な関係者と連携を深めながら、効果的かつ持続可能な仕組みを構築していくことが不可欠です。これらの視点を踏まえた取り組みの推進を県執行部に提言しました。

一般質問全項目（9月定例会／10月6日）

1 災害時、「避難所に行かない県民」をどう守るか
～防災政策を「避難所中心」から「生活継続中心」へ～　（危機管理防災部長）
（1）避難所を「何人入るか」から「災害関連死を出さない環境」へ
（2）「避難所に来ない被災者」を防災政策の中心に
（3）「建物は無事だが生活できない」マンションに備える

2 人手不足時代の中小企業をどう支えるか　（産業労働部長）
（1）一社では雇えない専門人材を、複数企業で共有する仕組みについて
（2）「人を探す」だけではなく、「仕事と働き方を組み直す」人手不足対策について

3 教員不足対策を「人を集める」から「教育の質を取り戻す」へ　（教育長）
（1）教員確保策の効果を「応募・任用につながる力」で検証する
（2）働き方改革の成果を「教員が児童生徒に使える時間」で測る
（3）働き方改革を「削る改革」で終わらせず、教育を豊かにする改革へ

4 行政のAI活用を「実証」から「実装」へ
～人手不足時代の県庁をどう変えるか～
（1）RAG活用の現在地と効果検証について　（企画財政部長）
（2）効果のあるAIを「実証」で終わらせず、全庁へ　（知事）

5 地域公共交通基本方針を「実行」につなげるか（企画財政部長）
（1）市町村ごとの取組を県全体の成果へつなげることについて
（2）「生活圏」で地域公共交通を検討する仕組みを

6 「行政につながれない人」をどう救うか～申請主義から「気付く福祉」へ～　（福祉部長）

7 観光客が増えれば、本当に地域は豊かになるのか
～川越から考える持続可能な観光～
（1）「観光消費額」から「観光地域還元率」へ　（産業労働部長）
（2）外部事業者にも地域の一員になってもらう「地域協力協定」を　（産業労働部長）
（3）川越を「持続可能な観光」の全国モデルへ　（知事）

一般質問の全項目は県議会のホームページからご覧になれます。

須賀 昭夫 プロフィール

昭和42年 川越市生まれ
Parsons School of Design（New York）写真学科 卒
明治大学 政治経済学部 卒
埼玉県議会議員（1期目）
合同会社NONCOLORED 代表社員
須賀昭夫写真事務所 代表

【役職歴】

川越市PTA連合会 副会長	埼玉県議会 自由民主党議員団 幹事
川越市立中央小学校PTA 会長	埼玉県議会 自由民主党議員団 一期会（彩優会）会長
川越市立富士見中学校PTA 会長	埼玉県議会 福祉保健医療 副委員長
川越市議会議員（自由民主党川越市議団所属）	埼玉県社会福祉審議会委員　等を歴任

明治大学政治経済学部卒業後、テレビ番組の制作に携わった後、1993年に渡米。Parsons卒業後、ニューヨークにてShu Akashi氏、井津建郎氏に師事。フォトグラファーとしてのキャリアを始める。コマーシャル、ファッション写真を中心に活動し、同時にファインアート作品の制作も行う。ニューヨーク・タイムズ・スクエアでのミレニアム・カウントダウンの中、新世紀に向けての作品「NON-COLORED」を発表。
2001年に帰国。ニュース写真に転向し、EPA通信日本支局次長、ロイター・ジャパン・フォトグラファーを経て、2005年よりロイター・シンガポールのグローバル・ピクチャーズ・デスクでフォト・エディターとして勤務。2011年、ロイター退社後に帰国し、川越に須賀昭夫写真事務所を開設。現在も活動を続け「KAWAGOE GRACE」「花と人」「川越のおじさん」シリーズなど、川越を舞台にした作品も制作している。
2026年6月に合同会社NONCOLOREDを設立し代表社員に就任。国内外でのプロジェクトや文化・芸術活動の展開も進めている。
2019年、川越市議会議員選挙に初挑戦し当選。2023年、埼玉県議会議員選挙に当選。現在は議員活動を主に写真家としての創作活動も展開中。

県政へのご意見・ご要望をお寄せください。

須賀昭夫政務活動事務所

〒350-0066 川越市連雀町14-5
TEL ／ FAX：049-210-3323　E-mail：info@akiosuga.net
ホームページ　フェイスブック



本紙のバックナンバーはHPからご覧いただけます。また、須賀昭夫政務活動事務所にバックナンバーあります。（無くなり次第終了）